平成２５年（フ）第４８号
山口県萩市大字東田町34番地
債務者　桶谷　直弘
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　奉文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１６０１号
名古屋市昭和区向山町１丁目54番地　昭和荘304号
債務者　松田　祐子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤亜沙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０７５号
名古屋市中村区沖田町381番地　橋本マンション４階
債務者　岡本　美子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**袞**　明玉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２号
熊本県人吉市北泉田町236番地14
債務者　山本　信久
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第２２３４号
札幌市東区北45条東13丁目２番20号　アップルハウス北45条101号
債務者　伊藤　賢吾
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹間　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５号
熊本県玉名郡玉東町大字西安寺1282番地
債務者　清田　啓之
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第７６号
熊本県玉名郡玉東町大字西安寺1282番地
債務者　清田　恵
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２０７号
長野県安曇野市穂高5023番地42　ハイツ伊藤201、前住所長野県松本市大手４丁目10番２号　アーベイン朝倉401、前々住所長野県東筑摩郡朝日村大字古見3758番地47
債務者　茅野　準一
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石曽根清晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１９９１号
神奈川県座間市小松原２丁目56番11号
債務者　山田　高志
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉伸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７１号
横浜市都筑区荏田南４丁目12番17号
債務者　嘉村ひとみ
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８９号
名古屋市名東区勢子坊３丁目301番地　ライオンズヴィアーレ高針台壱番館319号、住民票上の住所山口県柳井市余田3348番地
債務者　河村　敏明
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３２１号
埼玉県東松山市小松原町７番地17　403、旧住所埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2178番地２
債務者　千田　啓吾
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３４３号
埼玉県深谷市東方町４丁目15番地27
債務者　田嶋　敏雄
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５０２号
神奈川県伊勢原市伊勢原２丁目７番29号
債務者　髙山　直巳
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５０３号
神奈川県伊勢原市伊勢原２丁目７番29号
債務者　髙山　広美
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５１７号
神奈川県平塚市纏601番地の１
債務者　山本　馨
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２０５号
静岡県富士市川成新町393番地の１　アイクラシエ富士川成新町322号室、住民票上の住所静岡県富士市松岡1440番地の４　シティウエスト弐番館102号
債務者　齊藤　道雄
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
静岡地方裁判所富士支部